

高齢者の方に
デマンドバス
「おでかけ号利用券」
を交付します

市では、電車・バス等の交通機関を利用することが困難な高齢者の方に対して、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンドバス「おでかけ号利用券」を交付します。

■利用対象者

・下野市おでかけ号利用登録者（未登録の方は申請時に受付します。）

・平成27年3月31日において

満80歳以上となる方

■交付枚数

利用者1人に対し利用券10枚を交付します。

※乗車1回につき利用券1枚を使用します。

■有効期限

交付した日から平成27年3月31日まで。

■申請場所

- ・高齢福祉課（きらら館）
- ・市民課国分寺窓口（国分寺庁舎1階）
- ・市民課石橋窓口（石橋庁舎1階）

・市民課南河内窓口
（南河内図書館2階）

■申請方法

印鑑、下野市おでかけ号登録証、保険証をご持参ください。

※代理申請も可能です。その際は、代理者の印鑑もあわせて持参ください。

■申請受付開始

5月1日～

■利用券の交付

申請内容を審査した後、郵送にて交付します。

■問い合わせ先

高齢福祉課
☎(52) 1115



民生委員児童委員は、 皆さんと同じ地域に暮らす 最も身近な相談相手です。

民生委員児童委員は、皆さんの福祉全般に関する様々な悩みや問題が生じたときに、皆さんの立場になって力になってくれる身近な相談相手です。また、地域福祉の推進活動においても活躍しています。現在、下野市では108名の民生委員児童委員が厚生労働大臣から委嘱され、市内の各地域で活動しています。

民生委員児童委員は、報酬を受けずに活動する委嘱ボランティアで、民生委員法に基づき地域福祉推進のために幅広い活動を行っています。また、児童福祉法により児童委員を兼ねており、児童健全育成や児童福祉に関する活動も行います。さらに、委員の中には児童委員活動を一層充実させるために、子どもや子育てに関する相談を専門的に担当する6人の主任児童委員がいます。

民生委員児童委員は、地域に暮らす皆さんの心配ごとなどの解決を図ります。必要に応じて専門機関や福祉サービスの案内をし、皆さんと行政機関等とのパイプ役を務めます。また、民生委員児童委員には守秘義務（民生委員法第15条）があります。相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

※民生委員児童委員はそれぞれ担当地区（受け持ち地区）があります。お住まいの地区の民生委員児童委員がわからないときは社会福祉課までお問い合わせください。

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(52)1112

■5月12日は民生委員・児童委員の日です。

大正6年5月12日、今の民生委員制度の基になった「済世顧問員制度」が発足しました。この創設の日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進に取り組む決意を新たにするとして、昭和52年、民生委員の日が制定されました。